

# 平成十二年法律第二百二十五条号

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例  
に関する法律

(趣旨)

この法律は、一般職の職員について、専門的な知識経験又は優れた識見を有する者の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関する事項を定めるものとする。

(定義)

**第二条** この法律において「職員」とは、国家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)第二条に規定する一般職に属する職員(法律により任期を定めて任用することとされている官職を占める職員及び常時勤務を要しない官職を占める職員を除く。)をいう。

**第三条** この法律において「各庁の長」とは、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「給与法」という。)第七条に規定する各庁の長及びその委任を受けた者をいう。

(任期を定めた採用)

任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定程度期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、人事院の承認を得て、選考により、任期を定めて職員を採用することができる。

任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであって、当該者を当該業務に期間をつて従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、人事院の承認を得て、選考により、任期を定めて職員を採用することができる。

当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事されることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

号俸	俸給月額
7	3,800,000
6	4,270,000
5	4,770,000
4	5,390,000
3	6,150,000
2	7,180,000
1	8,390,000

号俸	俸給月額
7	3,800,000
6	4,270,000
5	4,770,000
4	5,390,000
3	6,150,000
2	7,180,000
1	8,390,000

二 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる。

(任期)

**第四条** 前条各項の規定により採用される職員の任期は、五年を超えない範囲内で任命権者が定める。

2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて職員を採用する場合には、当該職員にその任期を明示しなければならない。

**第五条** 任命権者は、第三条各項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「任期付職員」という。)の任期が五年に満たない場合には、人事院規則で定めるところにより、その俸給月額を相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。

3 前条第二項の規定は、前項の規定により任期を更新する場合について準用する。

(任用の制限)

2 任命権者は、任期付職員が採用時に占めていた官職においてその有する高度の専門的な知識経験又は優れた識見を活用して從事していなかった業務と同一の業務を行ふことをその職務の主たる内容とする他の官職に任用する場合その他

任命付職員を任期を定めて採用した趣旨に反し

ない場合に限り、人事院の承認を得て、任期付職員を、その任期中、他の官職に任用することができる。

(給与法に関する特例)

2 第七条第三条第一項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」といいう。)には、次の俸給表を適用する。

(施行期日)

2 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(平成二十一年六月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 第二条 平成二十一年六月に支給する期末手当に関する第八条第二項の規定の適用については、同項中「百分の百六十、」とあるのは、「百分の百四十五」とする。

(附 则)

2 第一条 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。ただし、第二条、第四条、第六条並びに附則第七項、第九項及び第十項の規定は、平成十五年四月一日から施行する。

(職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え等)

2 この法律の施行の日(以下「施行日」といいう。)の前日において次の各号に掲げる俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額

(特定任期付職員に対する在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の規定の適用)

**第九条** 特定任期付職員に対する在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十号第二条第一項及び第三項、第三条並びに三号)第二条第一項及び第三項並びに第四条第一項の規定の適用については、同法第二条第一項中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、特定任期付職員業績手当」と、同条第三項中「及び勤勉手当」とあるのは「勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、「勤く。」と「除く。」と相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。

3 各庁の長は、特定任期付職員に対する在外公館の業績を挙げたと認められる職員には、人事院規則で定めるところにより、その俸給月額を満額に限る。又は給与法の指定職俸給表八号俸の額未満の額に相当する額とすることができる。

4 各庁の長は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、人事院規則で定めるところにより、その俸給月額を相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。

5 第二項の規定による号俸の決定、第三項の規定による俸給月額の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(給与法の適用除外等)

2 第八条 給与法第六条、第八条、第十条から第十一条の二まで、第十二条の十及び第十九条の七の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

3 第九条 第特定任期付職員に対する給与法第三条第一項、第二十条及び第二十一条第一項の規定の適用については、給与法第三条第一項、第七条、第十一条の五、第十二条の九第一項、第十九条の三第一項、第十九条の第四第二項、第二十条及び第二十一条第一項中の「この法律」とあるのは、「この法律及び一般職の任期付職員を任期を定めて採用した趣旨に反し職員を、その任期中、他の官職に任用することができる。」

4 第十条 第特定任期付職員に対する給与法第六条第一項中「及び勤勉手当」とあるのは、「勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」とする。

(人事院規則への委任)

3 第十一条 この法律の実施に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

(人事院の勧告等)

3 第十二条 人事院は、この法律に定める事項に関して調査研究を行い、その結果を国会及び内閣に同時に報告するとともに、必要に応じ、適当と認める改定を勧告することができる。

(施行期日)

3 第十三条 この法律は、公布の日から施行する。

(平成二十一年六月に支給する期末手当に関する特例措置)

3 第十四条 平成二十一年六月に支給する期末手当に関する第八条第二項の規定の適用については、同項中「百分の百六十、」とあるのは、「百分の百四十五」とする。

(附 则)

3 第十五条 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。ただし、第二条、第四条、第六条並びに附則第七項、第九項及び第十項の規定は、平成十五年四月一日から施行する。

(職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え等)

3 第十六条 この法律の施行の日(以下「施行日」といいう。)の前日において次の各号に掲げる俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額

(特定任期付職員に対する在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の規定の適用)

**第九条** 特定任期付職員に対する在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十号第二条第一項及び第三項、第三条並びに三号)第二条第一項及び第三項並びに第四条第一項の規定の適用については、同法第二条第一項中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、特定任期付職員業績手当」と、同条第三項中「及び勤勉手当」とあるのは「勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、「勤く。」と「除く。」と相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。

3 各庁の長は、特定任期付職員に対する在外公館の業績を挙げたと認められる職員には、人事院規則で定めるところにより、その俸給月額を満額に限る。又は給与法の指定職俸給表八号俸の額未満の額に相当する額とすることができる。

4 各庁の長は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、人事院規則で定めるところにより、その俸給月額を相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。

5 第二項の規定による俸給月額の決定、第三項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(給与法の適用除外等)

2 第八条 給与法第六条、第八条、第十条から第十一条の二まで、第十二条の十及び第十九条の七の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

3 第九条 第特定任期付職員に対する給与法第三条第一項、第二十条及び第二十一条第一項中の「この法律」とあるのは、「この法律及び一般職の任期付職員を任期を定めて採用した趣旨に反し職員を、その任期中、他の官職に任用することができる。」

(人事院規則への委任)

3 第十条 この法律の実施に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

(人事院の勧告等)

3 第十一条 人事院は、この法律に定める事項に関して調査研究を行い、その結果を国会及び内閣に同時に報告するとともに、必要に応じ、適当と認める改定を勧告することができる。

(施行期日)

3 第十二条 この法律は、公布の日から施行する。

(平成二十一年六月に支給する期末手当に関する特例措置)

3 第十三条 平成二十一年六月に支給する期末手当に関する第八条第二項の規定の適用については、同項中「百分の百六十、」とあるのは、「百分の百四十五」とする。

(附 则)

3 第十四条 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。ただし、第二条、第四条、第六条並びに附則第七項、第九項及び第十項の規定は、平成十五年四月一日から施行する。

(職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え等)

3 第十五条 この法律の施行の日(以下「施行日」といいう。)の前日において次の各号に掲げる俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額

(第一号に掲げる俸給月額を受けていた職員について、第五項若しくは第七項又は国際機関等に派遣されることとなる期間)は、人事院規則で定める。

一及び二 略

三 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(附則第四項及び第五項において「任期付職員法」という)第七条第三項の規定による俸給月額

(施行日前の異動者の号俸等の調整)

施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けた号俸等の基礎)

前二項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けた号俸又は俸給月額は、第一条の規定による改正前の給与法若しくは一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律(平成十年法律第二十号)附則第十一項から第十三項まで、第三条の規定による改正前の任期付研究員法又は第五条の規定による改正前の任期付職員法及びこれらに基づく人事院規則の規定に従つて定められたものでなければならぬ。

(平成十四年十二月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置)

平成十四年十二月に支給する期末手当又は期末特別手当(以下この項において「期末手当等」という)の額は、第一条の規定による改正後の給与法(以下この項において「改正後の給与法」という)第十九条の四第二項(同条第三項の規定による改正後の任期付研究員法(第二号において「改正後の任期付研究員法」という)第七条第二項又は第五条の規定による改正後の任期付職員法(同号において「改正後の任期付職員法」という)第八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む)及び第四項から第六項まで若しくは第二十三条末特別手当に関する特例措置)の規定による改正後の給与法(平成十年法律第二十号)附則第十一項から第十三項まで、第三条の規定による改正前の任期付研究員法又は第五条の規定による改正前の任期付職員法及びこれらに基づく人事院規則の規定に従つて定められたものでなければならぬ。

二十七年法律第二百六十六号の適用を受ける者その他の人事院規則で定める者(以下この項において「防衛庁職員等」という)であつた者から引き続き新たに職員となつた者で任用の適用する場合を含む)及び第四項から第六項

まで若しくは第二十三条第一項から第三項まで若しくは第七項又は国際機関等に派遣されることとなる期間)は、人事院規則で定める。

一 平成十五年十二月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置

平成十五年十二月に支給する期末手当又は期末特別手当(以下この項において「期末手当等」という)の額は、第一条の規定による改正後の給与法(平成十年法律第二十号)附則第十一項(同条第三項の規定による改正後の任期付研究員法第七条第二項又は第五条の規定による改正後の給与法第十九条の四第二項(同条第三項の規定による改正後の任期付研究員法第八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む)及び第四項から第六項まで、第十九条の人第二項(同条第三項の規定による改正後の任期付研究員法第八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む)及び第六条並びに附則第七項の規定は、平成十六年四月一日から施行する。

(職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を減じた額(同号に掲げる額が第一号に掲げる額を基準額以上となるときは、期末手当等は、支給しない。)とする。この場合において第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じた額に相当する額を基準額に加えた額)とする。

一 平成十四年十二月一日(期末手当等について改正後の給与法第十九条の四第二項後段第十九条の人第一項後段又は第二十三条第七項の規定の適用を受ける職員について)は、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下この号及び次項において「基準日」といふ。まで引き続いで在職した期間で同年四月一日から施行日の前日までのもの(当該引き続いて在職した期間以外の在職した期間で同月一日から施行日の前日までのものであつて、それ以後の基準日までの期間における任用の事情を考慮して人事院規則で定めるものを含む。次号において「継続在職期間」といふ)について支給される給与のうち俸給、初任給調整手当及び扶養手当並びにこれらの額の改定により額が変動することとなる給与(次号において「俸給等」という)の額の合計額

二 繼続在職期間について改正後の給与法、改正後の任期付研究員法又は改正後の任期付職員法の規定による俸給月額(継続在職期間において附則第二項各号に掲げる俸給月額を受けていた期間がある職員について、当該期間について人事院規則で定める俸給月額)並びに改正後の給与法の規定による初任給調整手当及び扶養手当の額により算定した場合の俸給等の額の合計額

三 行政日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けた号俸等の基礎)

前二項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けた号俸又は俸給月額は、第一条の規定による改正前の給与法若しくは一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律(平成十年法律第二十号)附則第十一項から第十三項まで、第三条の規定による改正前の任期付研究員法又は第五条の規定による改正前の任期付職員法(第二号において「改正後の任期付研究員法」という)第七条第二項又は第五条の規定による改正後の任期付職員法(同号において「改正後の任期付職員法」という)第八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む)及び第四項から第六項まで若しくは第二十三条末特別手当に関する特例措置)の規定による改正後の給与法(平成十年法律第二十号)附則第十一項から第十三項まで、第三条の規定による改正前の任期付研究員法第七条第二項又は第五条の規定による改正後の給与法第十九条の四第二項(同条第三項の規定による改正後の任期付研究員法第八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む)及び第六条並びに附則第七項の規定は、平成十六年四月一日から施行する。

一 平成十五年四月一日(同月二日から同年十二月一日までの間に新たに職員となつた者(同年四月一日に在職していた職員で任用の事情を考慮して人事院規則で定めるものを除く。)にあつては、新たに職員となつた日(当該日が二以上あるときは、当該日のうち人事院規則で定める日)において職員が受けべき俸給、俸給の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、研究員調整手当及び住居手当、通勤手当、単身赴任手当(給与法第十二条の二第二項に規定する人事院規則で定める額を除く)及び特地勤務手当(給与法第十三条の三の規定による手当を含む)、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成八年法律第百十二号)附則第十四項及び第十五項に規定する暫定筑波研究園都市移転手当並びに国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等の規定による改正前の

事情を考慮して人事院規則で定めるものについては、前項各号に掲げる額に、それぞれ防衛庁か、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

一 平成十五年十二月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置

平成十五年十二月に支給する期末手当又は期末特別手当(以下この項において「期末手当等」という)の額は、第一条の規定による改正後の給与法(平成十年法律第二十号)附則第十一項(同条第三項の規定による改正後の任期付研究員法第七条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む)及び第四項から第六項まで、第十九条の人第二項(同条第三項の規定による改正後の任期付研究員法第八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む)及び第六条並びに附則第七項の規定は、平成十六年四月一日から施行する。

(施行期日)

附 則 (平成一五年一〇月一六日法律第一四号)抄

一 平成一五年一〇月一六日法律第一四号の施行期日

1 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。ただし、第一条、第四条及び第六条並びに附則第七項の規定は、平成十六年四月一日から施行する。

2 この法律の施行の日(以下「施行日」といふ)の前日において次に掲げる俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額(第一号に掲げる俸給月額を受けていた職員にあっては、俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間)は、人事院規則で定める(職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え等)。

3 この法律の施行の日における俸給月額(第一号に掲げる俸給月額を受けていた職員にあっては、俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間)は、人事院規則で定める。

4 一及び二 略

三 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(附則第四項及び第五項において「任期付職員法」という)第七条第三項の規定による俸給月額

(施行日前の異動者の号俸等の調整)

施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けた号俸等の基礎)

前二項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けた号俸又は俸給月額は、第一条の規定による改正前の給与法若しくは一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律(平成十年法律第二十号)附則第十一項から第十三項まで、第三条の規定による改正前の任期付研究員法又は第五条の規定による改正前の任期付職員法(第二号において「改正後の任期付研究員法」という)第七条第二項又は第五条の規定による改正後の任期付職員法(同号において「改正後の任期付職員法」という)第八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む)及び第四項から第六項まで若しくは第二十三条末特別手当に関する特例措置)の規定による改正後の給与法(平成十年法律第二十号)附則第十一項から第十三項まで、第三条の規定による改正前の任期付研究員法第七条第二項又は第五条の規定による改正後の給与法第十九条の四第二項(同条第三項の規定による改正後の任期付研究員法第八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む)及び第六条並びに附則第七項の規定は、平成十六年四月一日から施行する。





(同条第三項、第四条の規定による改正後の任  
期付研究員法第七条第二項又は第六条の規定に  
よる改正後の任期付職員法第八条第二項の規定  
により読み替えて適用する場合を含む。) 及び  
第四項から第六項まで(国家公務員の育児休業  
等に関する法律(平成三年法律第九号)第十  
六条の規定により読み替えて適用する場合を含  
む。)若しくは第二十三条第一項から第三項ま  
で、第五項若しくは第七項、国際機関等に派遣  
される一般職の国家公務員の待遇等に関する法  
律(昭和四十五年法律第百七十九号)第五条第一  
項又は法科大学院への裁判官及び検察官その他  
の一般職の国家公務員の派遣に関する法律(平  
成十五年法律第四十号)第十三条第二項の規定  
にかかわらず、これらの規定により算定される  
期末手当の額(以下この項において「基準額」  
という。)から次に掲げる額の合計額(以下この  
項において「調整額」という。)に相当する  
額を減じた額とする。この場合において、調整  
額が基準額以上となるときは、期末手当は、支  
給しない。

一 平成二十一年四月一日(同月二日から同年  
十二月一日までの間に職員(一般職の職員の  
給与に関する法律第二十二条及び附則第三項  
に規定する職員を除く。以下この条において  
同じ。)以外の者又は職員であつて適用され  
る俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれ  
ぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸  
欄に掲げるものであるもの、医療職俸給表  
(一)若しくは任期付研究員法第六条第二項  
に規定する俸給表の適用を受ける職員若しく  
は同条第一項若しくは任期付職員法第七条第  
一项に規定する俸給表の適用を受ける職員で  
その号俸が一号俸であるものからこれらの職  
員以外の職員(以下この項において「減額改  
定期対象職員」という。)となつた者(同年四  
月一日に減額改定期対象職員であった者で任用  
の事情を考慮して人事院規則で定めるものを  
除く。)あつては、その減額改定期対象職員  
となつた日(当該日が二以上あるときは、当  
該日のうち人事院規則で定める日)において  
減額改定期対象職員が受けるべき俸給、俸給  
の特別調整額(本府省業務調整手当、初任給  
調整手当、専門スタッフ職調整手当、扶養手  
当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手  
当、住居手当、単身赴任手当(一般職の職員  
の給与に関する法律第十二条の二第二項に規  
定

定する人事院規則で定める額を除く。)及び  
特地勤務手当(同法第十四条の規定による手  
当を含む。)の月額の合計額に百分の〇・二  
四を乗じて得た額に、同月から施行日の属す  
る月の前までの月数(同年四月一日から施  
行日の前日までの期間において、在職しなか  
つた期間、俸給を支給されなかつた期間、減  
額改定期対象職員以外の職員であつた期間その  
他の人事院規則で定める期間がある職員にあ  
つては、当該月数から当該期間を考慮して人  
事院規則で定める月数を減じた月数)を乗じ  
て得た額

公 安 職 俸  給 表 (二)	公 安 職 俸  給 表 (一)			給 表 税 務 職 俸			給 表 專 門 行 政			給 表 行政 職 俸			給 表 (一)			給 表 行政 職 俸			俸 給 表
一 級	四 級	三 級	二 級	一 級	三 級	二 級	一 級	二 級	一 級	二 級	一 級	三 級	二 級	一 級	二 級	一 級	一 級	職 務 の 級 号 俸	
俸 まで	一号俸 から五十二号俸 まで	一号俸 から三十二号俸 まで	一号俸 から四十四号俸 まで	一号俸 から五十二号俸 まで	一号俸 から二十四号俸 まで	一号俸 から五十二号俸 まで	一号俸 から四十四号俸 まで	一号俸 から三十二号俸 まで	一号俸 から四十四号俸 まで	一号俸 から三十二号俸 まで	一号俸 から三十二号俸 まで	一号俸 から五十六号俸 まで	一号俸 から三十二号俸 まで	一号俸 から三十二号俸 まで	一号俸 から三十二号俸 まで	一号俸 から三十二号俸 まで	一号俸 から三十二号俸 まで	一号俸 から三十二号俸 まで	

		給 表 (三)			医 療 職 俸			給 表 (二)			研究 職 俸			給 表 (二)			教育 職 俸			給 表 (二)			海 事 職 俸  給 表 (二)	海 事 職 俸  給 表 (二)		
四 級	三 級	二 級	一 級	四 級	三 級	二 級	一 級	二 級	一 級	二 級	一 級	三 級	二 級	一 級	二 級	一 級	二 級	一 級	二 級	一 級	三 級	二 級	一 級	二 級	一 級	
で	一号俸 から四号俸 まで	一号俸 から十六号俸 まで	一号俸 から四十六号俸 まで	一号俸 から三十六号俸 まで	一号俸 から四号俸 まで	一号俸 から三十六号俸 まで	一号俸 から三十六号俸 まで	一号俸 から三十六号俸 まで																		

第一条 この法律の施行の日(以下「施行日」と  
いう。)の前日において次の各号に掲げる俸給月  
額は、当該各号に定める俸給月額及び第一条の  
規定による改正後の一般職の職員の給与に關す  
る法律(次条及び附則第四条において「改正後  
の給与法」という。)の指定職俸給表八号俸の  
額との權衡を考慮して人事院規則で定める  
給月額の切替え)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」と  
いう。)の前日において次の各号に掲げる俸給月  
額は、当該各号に定める俸給月額及び第一条の  
規定による改正後の一般職の職員の給与に關す  
る法律(次条及び附則第四条において「改正後  
の給与法」という。)の指定職俸給表八号俸の  
額との權衡を考慮して人事院規則で定める  
給月額の切替え)

第三条 平成二十二年十二月に支給する期末手当  
の額は、改正後の給与法第十九条の四第二項  
(同条第三項 第三条の規定による改正後の任  
期付研究員法第七条第二項又は第五条の規定に  
よる改正後の任期付職員法第八条第二項の規定

福 祉 職 俸  給 表 (一)	三 級	二 級	一 級
俸 まで	一号俸 から四号俸 まで	一号俸 から二十八号俸 まで	一号俸 から五十二号俸 まで

により読み替えて適用する場合を含む。)及び第四項から第六項まで(国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第九号)。附則第五条及び第七条において「育児休業法」という。)第十六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)若しくは第二十三条第一項から第三項まで、第五項若しくは第七項若しくは附則第八項、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律(昭和四十五年法律第百十七号)第五条第一項又は法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律(平成十五年法律第四十号)第十三条第二項の規定にかかるわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成二十二年四月一日(同月二日から同年十二月一日までの間に職員(一般職の職員の給与に関する法律(以下この号及び附則第五条において「給与法」という。)第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。以下のこの条において同じ。)以外の者又は職員であつて適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの(改正後の給与法附則第八項の規定が施行されていたとした場合においても同項の規定の適用を受けず、かつ、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成十七年法律第百十三号)附則第十一条の規定の適用を受けない職員に限る。)若しくは医療職俸給表(一)若しくは任期付研究員法第六条第二項に規定する俸給表の適用を受ける職員からこれらの人事院規則で定めるものを除く。)において「減額改定対象職員」という。)となつた者(平成二十二年四月一日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して規則で定める日)において減額改定対象職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、本府省業務調整手当、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、扶養手当、地域手当、広

域異動手当、研究員調整手当、住居手当、単身赴任手当(給与法第十二条の二第二項に規定する人事院規則で定める額を除く。)及び特地勤務手当(給与法第十四条の規定による手当を含む。)の月額の合計額に百分の〇・二八を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年四月一日から施行日の前日までの期間において、在職しなかつた期間、俸給を支給されなかつた期間、減額改定対象職員以外の職員があつた期間その他的人事院規則で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して人事院規則で定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

専門行政		(二) 給 表										(二) 給 表										俸給表
二級	一級	五級	四級	三級	二級	一級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級	号俸	
まで	一号俸から四十八号俸	まで	一号俸から八十号俸	まで	一号俸から二十号俸	まで	一号俸から三十六号俸	まで	一号俸から六十四号俸	まで	一号俸から七十二号俸	まで	一号俸から一百八号俸	まで	一号俸から三十二号俸	まで	一号俸から四十八号俸	まで	一号俸から三十二号俸	まで	一号俸から九十三号俸	まで

専門行政		(二) 給 表										(二) 給 表										税務職俸
五級	四級	三級	二級	一級	八級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級	号俸		
まで	一号俸から二十四号俸	まで	一号俸から三十二号俸	まで	一号俸から四十八号俸	まで	一号俸から六十四号俸	まで	一号俸から八十九号俸	まで	一号俸から十六号俸	まで	一号俸から三十二号俸	まで	一号俸から七十二号俸	まで	一号俸から五十六号俸	まで	一号俸から三十二号俸	まで	一号俸から九十二号俸	まで

専門行政		(二) 給 表										(二) 給 表										海事職俸
三級	二級	一級	四級	三級	二級	一級	六級	五級	四級	三級	二級	一級	六級	五級	四級	三級	二級	一級	六級	五級	四級	三級
まで	一号俸から五十二号俸	まで	一号俸から七十二号俸	まで	一号俸から八十四号俸	まで	一号俸から四十号俸	まで	一号俸から五十二号俸	まで	一号俸から三十二号俸	まで	一号俸から八十四号俸	まで	一号俸から六十八号俸	まで	一号俸から七十二号俸	まで	一号俸から三十二号俸	まで	一号俸から九十二号俸	まで

給表 研究職俸											
(二) 医療職俸表						(一) 人事院規則への委任					
給表 福祉職俸			給表 医療職俸			給表 人事院規則への委任			給表 専門スタッフ職俸		
六級	五級	四級	三級	二級	一級	六級	五級	四級	三級	二級	一級
一号俸から四号俸まで	一号俸から十六号俸まで	一号俸から三十六号俸まで	一号俸から四十四号俸まで	一号俸から六十八号俸まで	一号俸から九十二号俸まで	一号俸から五十六号俸まで	一号俸から八十八号俸まで	一号俸から四十四号俸まで	一号俸から四十六号俸まで	一号俸から七十二号俸まで	一号俸から九十六号俸まで

附 則 (平成二十四年二月二九日法律第二百三十一条)											
第十六条 (施行期日)											
<b>(一)抄</b>											
この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。											
（二）抄											
この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において次の各号に掲げる俸給額は、当該各号に定める俸給額及び第二条の規定による改正後の一般職給与法の指定職俸給表八号俸の額との衡衡を考慮して人事院規則で定める。											
（三）抄											
（一）抄											
この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において次の各号に掲げる俸給額は、当該各号に定める俸給額及び第二条の規定による改正後の一般職給与法の指定職俸給表八号俸の額との衡衡を考慮して人事院規則で定める。											

**第一条** この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**第二条** この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において次の各号に掲げる俸給額は、当該各号に定める俸給額及び第二条の規定による改正後の一般職給与法の指定職俸給表八号俸の額との衡衡を考慮して人事院規則で定める。

**第三条** 平成二十四年四月一日（俸給月額の切替え）

**第六条** 平成二十四年六月に支給する期末手当の額は、一般職給与法第十九条の四第二項（同条第三項）、任期付研究員法第七条第二項又は任期付職員法第八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項から第六項まで（育児休業法第十六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第

法律第五条第一項又は法科大学院派遣法第十三

条第二項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合は、期末手当は、支給しない。

一 平成二十三年四月一日（同月二日から施行日までの間に職員へ一般職給与法第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。以下この条において同じ。）以外の者又は職員であつて適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるものに用を受けない職員に限る。）、医療職俸給表（二）若しくは任期付研究員法第六条第二項に規定する俸給表の適用を受ける職員若しくは同条第一項若しくは任期付職員法第七条第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員でその号俸が一号俸から三号俸までであるものからこれら職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となつた者（同月一日に減額改定対象職員であつた者で任用の事情を考慮して人事院規則で定めるものを除く。）については、その減額改定対象職員となつた日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち人事院規則で定める日）において減額改定対象職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、本府省業務調整手当、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当（一般職給与法第十二条の二第二項に規定する人事院規則で定める額を除く。）及び特地勤務手当（一般職給与法第十四条の規定による手当を含む。）の月額（一般職給与法附則第八項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、同項の規定により減ぜられることとなる額を差し引いた額）の合計額に百分の〇・三七を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年四月一日から施行日の前日までの期間において、在職しなかつた期間、俸給を支給されなかつた期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の人事院規則で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該

給表 行政職俸											
(二) 行政職俸表						じた月数) を乗じて得た額					
給表 税務職俸			給表 政職俸			給表 行政職俸			給表 行政職俸		
一級	六級	五級	四級	三級	二級	一級	五級	四級	三級	二級	一級
一号俸から四号俸まで	一号俸から七十三号俸まで	一号俸から四号俸まで	一号俸から三十二号俸まで	一号俸から三十六号俸まで	一号俸から六十八号俸まで	一号俸から九十二号俸まで	一号俸から六十号俸まで	一号俸から四十四号俸まで	一号俸から三十二号俸まで	一号俸から四十八号俸まで	一号俸から九十六号俸まで

(二) 公安職 奉給表										(二) 公安職 奉給表												
六級	五級	四級	三級	二級	一級	九級	八級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級	八級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級
まで	まで	一号俸から二十八号俸まで	一号俸から三十六号俸まで	一号俸から七十号俸まで	一号俸から八十九号俸まで	一号俸から四号俸まで	一号俸から三十六号俸まで	一号俸から二十八号俸まで	一号俸から三十六号俸まで	一号俸から四十四号俸まで	一号俸から六十八号俸まで	一号俸から八十四号俸まで	一号俸から九十六号俸まで	一号俸から一百四号俸まで	一号俸から三十六号俸まで	一号俸から二十八号俸まで	一号俸から六十号俸まで	一号俸から四十四号俸まで	一号俸から三十六号俸まで	一号俸から六十五号俸まで	一号俸から六十五号俸まで	

(二) 債給表 教育職										(二) 債給表 教育職										(二) 債給表 海事職									
三級	二級	一級	四級	三級	二級	一級	六級	五級	四級	三級	二級	一級	六級	五級	四級	三級	二級	一級	八級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級			
まで	まで	一号俸から六十四号俸まで	一号俸から八十九号俸まで	一号俸から五十二号俸まで	一号俸から二十四号俸まで	一号俸から三十六号俸まで	一号俸から四号俸まで	一号俸から三十六号俸まで	一号俸から二十八号俸まで	一号俸から四十四号俸まで	一号俸から六十八号俸まで	一号俸から八十四号俸まで	一号俸から九十六号俸まで	一号俸から一百四号俸まで	一号俸から三十六号俸まで	一号俸から二十八号俸まで	一号俸から六十九号俸まで	一号俸から五十二号俸まで	一号俸から六十九号俸まで	一号俸から六十九号俸まで	一号俸から五十九号俸まで								

(二) 債給表 福祉職										(二) 債給表 医療職										(二) 債給表 研究職									
三級	二級	一級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級	五級	四級	三級	二級	一級								
まで	まで	一号俸から五十六号俸まで	一号俸から八十号俸まで	一号俸から四十号俸まで	一号俸から五十号俸まで	一号俸から四十六号俸まで	一号俸から三十六号俸まで	一号俸から二十八号俸まで	一号俸から三十六号俸まで	一号俸から二十八号俸まで	一号俸から三十六号俸まで																		

## 第八条

平成二十四年四月一日において第五条の規定による改正後の平成十七年改正法附則第十一条の規定による俸給に関する状況を考慮して人事院規則で定める年齢に満たない職員(同日及び平成二十六年四月一日における号俸の調整)

(平成二十四年四月一日、平成二十五年四月一日及び平成二十六年四月一日における号俸の調

整) 平成二十四年四月一日において第五条の規定による改正後の平成十七年改正法附則第十一条の規定による俸給に関する状況を考慮して人事院規則で定める年齢に満たない職員(同日及び平成二十六年四月一日における号俸の調整)において、専門スタッフ職俸給表の適用を受けれる職員でその職務の級が二級又は三級であるもの(以下この項において「専門スタッフ職二級以上の以上職員」という)専門スタッフ職二級以上の職員以外の職員でその職務の級における最高の号俸を受けるもの及び指定職俸給表又は任期付研究員法第六条第一項若しくは第二項若しくは任期付職員法第七条第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員(以下この項において「除外職員」という)である者を除く。)のうち、当該職員の平成十九年一月一日、平成二十一年一月一日及び平成二十一年一月一日の一般職給与法第八条第五項の規定による昇給その他の号俸の適用の状況(以下この項において「調整考慮事項」という)を考慮して調整の必要があるものとして人事院規則で定める職員の平成二十四年四月一日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の一號俸(職員の調整考慮事項を考慮

二級		二級		二級		二級		二級		二級		二級		二級		二級		二級		二級		二級					
二級		二級		二級		二級		二級		二級		二級		二級		二級		二級		二級		二級					
一号俸及び二号俸	一号俸から二十八号俸まで	一号俸から三十六号俸まで	一号俸から四十四号俸まで	一号俸から五十二号俸まで	一号俸から六十九号俸まで	一号俸から七十七号俸まで	一号俸から八十五号俸まで	一号俸から九十三号俸まで	一号俸から一百一十一号俸まで	一号俸から一百一十九号俸まで	一号俸から一百二十七号俸まで	一号俸から一百三十五号俸まで	一号俸から一百四十三号俸まで	一号俸から一百五十一号俸まで	一号俸から一百五十九号俸まで	一号俸から一百六十七号俸まで	一号俸から一百七十五号俸まで	一号俸から一百八十三号俸まで	一号俸から一百九十一号俸まで	一号俸から一百九十九号俸まで	一号俸から二百零七号俸まで	一号俸から二百一十五号俸まで	一号俸から二百二十三号俸まで	一号俸から二百三十一号俸まで	一号俸から二百三十九号俸まで	一号俸から二百四十七号俸まで	一号俸から二百五十五号俸まで







(以下この項及び次条において「任期付研究員法」という。)第七条第二項の改正規定を除く。次条において同じ。)による改正後の任期付研究員法(次条において「改正後の任期付研究員法」という。)の規定及び第四条の規定(一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(以下この項及び次条において「任期付職員法」という。)第八条第二項の改正規定を除く。次条において同じ。)による改正後の任期付職員法(次条において「改正後の任期付職員法」という。)の規定は、令和四年四月一日から適用する。

#### (給与の内扱)

**第二条** 改正後の給与法、改正後の任期付研究員法又は改正後の任期付職員法の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の給与法、第三条の規定による改正前の任期付研究員法又は第四条の規定による改正前の任期付職員法の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与法、改正後の任期付研究員法又は改正後の任期付職員法の規定による給与の内払とみなす。

#### (人事院規則への委任)

**第三条** 前条に定めるものほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

#### 附 則 (令和五年一月一四日法律第七三号) 抄

##### (施行期日等)

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

##### 一 第二条中一般職の職員の給与に関する法律

(以下この条及び附則第三条において「給与法」という。)第五条第一項及び第十二条第二項第二号の改正規定、給与法第十二条の二の次に一条を加える改正規定並びに給与法第十九条の四第二項及び第三項並びに第十九条の七第二項の改正規定、第五条中一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(次項及び附則第三条において「任期付研究員法」という。)第七条第二項の改正規定並びに第七条の規定並びに附則第五条の規定 令和六年四月一日

第一条の規定(給与法第十九条の四第二項及び第二項並びに第十九条の七第二項の改正規定を除く。附則第三条において同じ。)による改正規定並びに第七条の規定並びに附則第五条の規定 令和六年四月一日

「改正後の給与法」という。)の規定、第四条の規定(任期付研究員法第七条第二項の改正規定を除く。附則第三条において同じ。)による改正後の任期付研究員法(附則第三条において「改正後の任期付研究員法」という。)の規定及び第六条の規定(一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(以下「任期付職員法」という。)第八条第二項の改正規定を除く。次条において同じ。)による改正後の任期付職員法(次条において「改正後の任期付職員法」という。)の規定は、令和四年四月一日から適用する。

(特定任期付職員に係る最高の号俸を超える俸給月額の切替え)

**第二条** 令和五年四月一日(以下この条において「切替日」という。)の前日において任期付職員法第七条第三項の規定による俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額は、改正後の任期付職員法第七条第一項に規定する俸給表に掲げる号俸の俸給月額及び改正後の給与法表第十一に規定する指定職俸給表人号俸の額との権衡を考慮して人事院規則で定める。

#### (給与の内扱)

**第三条** 改正後の給与法、改正後の任期付研究員法又は改正後の任期付職員法の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の給与法、第三条の規定による改正前の任期付研究員法又は第六条の規定による改正前の任期付職員法の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与法、改正後の任期付研究員法又は改正後の任期付職員法の規定による給与の内払とみなす。

#### (人事院規則への委任)

**第三条** 前条に定めるものほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

#### 附 則 (令和五年一月一四日法律第七三号) 抄

**第四条** 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。